

お知らせ



道路・河川敷地などの占有(使用)について

町の管理する道路・河川敷地などを占有(使用)したい場合は、事前に許可申請が必要になります。

また、申請の内容によっては、所轄警察署長の許可を受ける必要があります。

占有に対しては、占有料(使用料)が掛かります。

(例)

○道路に看板、出入り口などの施設を設けたりする場合。

○自宅敷地内の雨水処理の柵から、雨水処理施設に接続するため、道路を横断する場合。

○電柱類及び付帯施設を設置する場合。

○河川敷地を畑などに使用する場合。

問合せ 建設課管理係(☎74・3007(内線2251)／洞爺総合支所環境施設係(☎82・5111)

知っていますか? 自転車の新しい通行ルール

今までは、自転車の歩道通行は禁止されていましたが、一部通行を認める新しい通行ルールが実施されました。

新しい通行ルールの主な内容は次のとおり。

①普通自転車は「子供や高齢者などが運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通行できます。

②普通自転車は、歩行者信号機のある横断歩道を通行できます。

③13未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう務めなければならない。

室蘭税務署からのお知らせ

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成20年分路線価図等は、7月1日から閲覧することが出来ます。

閲覧は、自宅のパソコンから国税庁のホームページ「路線価図等の閲覧コーナー」で見ることが出来ます。

なお、このコーナーでは全国の過去3年分の路線価図等が閲覧できますので、是非利用ください。

室蘭税務署(☎0143・22・4151)。

源泉所得税の納期限

「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者の方が、平成20年1月から6月までに支払った給与、退職金及び税理士報酬などから源泉徴収をした所得税は、7月10日が納期限となっていますので、期限内に必ず納付願います。納期限から遅れて納付した場合には、加算税や延滞税がかかることがあります。

なお「納期の特例」の適用要件及び手続きについては、国税庁ホームページで見ることが出来ます。

詳しくは、室蘭税務署(☎0143・22・4151)へ。

あかり交換のお知らせ

「北海道洞爺湖サミット」50日前事業で、CO2削減のため

心からおくやみ 申しあげます

最愛の家族を亡くされ、冥福を心からお祈り申しあげます。
ご遺族の上にも限りないご加護と、故人のみたまが安らかに眠りくださることをお祈り申し上げます。



故西岡良浩さん
■3月25日死去
■19歳 ■遺族は原健市さん ■大



故佐々木三次郎さん
■4月2日死去
■74歳 ■遺族はフジさん ■青2区



故田中義光さん
■4月4日死去
■78歳 ■遺族はキクエさん ■虻6区



故坂俣文江さん
■4月11日死去
■69歳 ■遺族は慶史さん ■虻4区



故石田千代さん
■4月17日死去
■69歳 ■遺族は一衛さん ■入4区



故岩淵美雄さん
■4月19日死去
■83歳 ■遺族は力三さん ■美沢東



故上村竹子さん
■4月20日死去
■77歳 ■遺族は斉藤正男さん ■温3区



故石井義明さん
■4月22日死去
■67歳 ■遺族は京子さん ■泉区



故坂野敏昭さん
■4月25日死去
■67歳 ■遺族は弘子さん ■泉区